

全国民生委員互助共励事業 中央共励事業

民児協活動振興事業の募集について

趣 旨

民生委員・児童委員は、住民の立場に立った地域福祉活動の担い手として、住民がそれぞれ地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

そのためには、民生委員・児童委員の個別支援活動に加えて、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という）として、関係機関・団体等との協働や連携による、地域の福祉課題に対応した地域福祉活動がより重要となってきています。

特に、近年課題となっている、子育て家庭や高齢者等支援を必要とする方の孤立防止や、災害に備えた日常からの地域における取り組みについては、民児協として積極的に推進していくことが大切です。

本事業は、市区町村民児協もしくは単位民児協が、これらの取り組みをとおして、それぞれの地域の関係機関・団体等と協働・連携して取り組む組織的な活動を振興するために実施します。

【助成対象者】

都道府県・指定都市社協もしくは同民児協、又は都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下「県社協等」とする）

【助成対象事業】

(1)地域サロン活動事業

子育てサロン、高齢者サロン、だれでも参加できるサロンなど、各種サロン活動を民児協が企画し、関係機関・団体との協働・連携により実施する事業であって、この助成金により新たに実施する事業。

(2)災害に備えた日常の取組事業

災害発生時に、援助を必要とする人々に対して速やかに安否確認や避難誘導ができるよう、地域住民をはじめ関係機関・団体等と協働して、日頃から定期的、継続的に実施する事業であって、この助成金により新たに実施する事業。

但し、すでに自主防災組織や関係機関・団体等との定期的な連絡会を持っている民児協であっても、これまでの活動に加えて新たな活動に取り組む民児協は助成の対象とする。

【助成事業の実施体制】

(1) 助成対象事業は、市区町村民児協もしくは単位民児協において実施する。

- (2) 助成対象となる県社協等は、助成対象事業の実施をとおして、管内の民児協の組織的な活動を振興するために、助成対象事業を共同して企画し実施する。
- (3) 助成対象事業を実施する市区町村民児協もしくは単位民児協の数に制限は設けない。
- (4) 市区町村民児協もしくは単位民児協は、住民にとって有用なものとなるよう事業を実施する。

【助成額・交付方法等】

助成金は県社協等へ交付する。なお、市区町村民児協もしくは単位民児協に必要な経費については、県社協等から交付する。

- (1) 助成額 1 県社協等あたり 20 万円 × 2 年間
- (2) 助成か所数 10 県社協等

【事業の実施期間】 2 年間

【申請方法等】

県社協等は、選定した市区町村民児協もしくは単位民児協と協議して所定の様式により申請書を作成し、締切日までに全社協あてに申請する。

互助共励ホームページ < <http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/> > からダウンロード可能です。

【対象経費】

地方共励事業経理事務要領に準じ、以下の支出は、本助成の対象としない。

- ア．既に助成対象事業と同様の事業を実施している場合、その事業の経費
- イ．他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託）
- ウ．民児協職員（非常勤職員を含む）の人件費
- エ．飲食費（委員会及びサロン等のお茶菓子代、弁当代を除く）
- オ．その他、本事業の実施に直接関係のない経費

【事業報告】

当該県社協等会長は所定の様式により、実施報告書および経理報告書を全社協に提出する。

【申請締切日】 平成 17 年 6 月 30 日（木）（当日消印有効）

【審査および助成先決定】

申請書類に基づき、民児協活動振興事業専門委員会において助成先を決定し、平成 17 年 7 月末頃までに、全社協より申請者に対して助成決定の可否について通知する。

助成決定先は助成金の請求書とともに、所定の様式により、実施計画書を全社協に提出する。また、助成金の送金については、すみやかに指定の銀行口座あてに送金する。

【問合せ先】 全国社会福祉協議会・民生部（担当：下窪、佐藤、阿部）

〒100 8980 東京都千代田区霞が関 3 3 2 新霞が関ビル

TEL03 3581 6747 FAX03 3581 6748 z-minsei@shakyo.or.jp

<http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/>